（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法という。以下同じ」を「以下「法」という」に改め、同条第一号中「大学」の下に「（法第二条第三項に規定する大学をいう。以下この条及び第八条において同じ。）」を加える。

第三条第二号を次のように改める。

二　教諭等として小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、研修実施者が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

第四条第二号を次のように改める。

二　中堅教諭等資質向上研修を受けたことがある者で、研修実施者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

第四条第五号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の下に「（昭和三十一年法律第百六十二号）」を加え、「任命権者」を「研修実施者」に改める。

第五条中「法第二十五条第一項の」及び「（次条第一号において「指導改善研修」という。）」を削る。

第七条第一号を次のように改める。

一　大学院修学休業をしている主幹教諭等が正当な理由なく当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

第七条第二号中「主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師」を「主幹教諭等」に改める。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（大学の助手に対する法の規定の準用）」を付し、同条第一項中「（公立学校であるものに限る。）」を削り、「（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二、第六条、第八条、第九条第一項、第十条」を「から第六条まで、第八条から第十条まで」に、「、第二十二条並びに第二十九条」を「並びに第二十二条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

第九条に見出しとして「（高等専門学校の助手並びに高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の実習助手及び寄宿舎指導員に対する法の規定の準用）」を付し、同条第一項中「公立学校」の下に「（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次項において同じ。）」を加え、「、第二十二条及び第二十九条」を「及び第二十二条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

第九条第二項中「、第二十二条及び第二十九条」を「及び第二十二条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

第十条に見出しとして「（専修学校及び各種学校の校長及び教員に対する法の規定の準用）」を付し、同条中「各種学校」の下に「（いずれも国が設置するものに限る。）」を加え、「、第十七条、第十八条」を削り、「、第二十二条及び第二十九条」を「及び第二十二条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

第十一条に見出しとして「（法第三十四条第一項の政令で定める研究施設研究教育職員等）」を付し、同条第二項第一号中「（法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員のうち、前項に規定する者に限る。以下この条において同じ。）」及び「（法第三十四条第一項に規定する共同研究等をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附則第二項第二号中「国立学校、公立学校又は私立の学校である」を削り、「の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事」を「に規定する幼稚園等の教諭等の研修実施者」に、「当該研修」を「同項後段に規定する研修」に改める。

附則第三項を削る。

附則第四項中「受けた」を「受けたことがある」に、「任命権者」を「研修実施者」に改め、同項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法附則第六条第一項に規定する幼稚園等の教諭等についての第四条第二号及び第五号並びに前項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「研修実施者」とあるのは、「研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）」とする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第三十九条第四項、第四十六条、第四十九条第四項、第四十九条の二第一項及び第五十一条の二の項中「第三十九条第四項、」を削る。

第三十九条第四項	人事委員会	研修実施者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）の属する地方公共団体の人事委員会
	任命権者	研修実施者

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄